

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 趣旨

国家公務員の非常勤職員の休暇制度の見直し（人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正（令和7年12月8日公布。令和8年4月1日施行））がなされたことを踏まえ、特別休暇のうち無給休暇の一部を有給化するとともに、病気休暇のうち無給休暇の取得事由に、通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合を新たに加えるために、必要な改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 特別休暇のうち、現在では無給の休暇とされている「保育時間」、「子の看護等休暇」、「短期介護休暇」及び「骨髄等ドナー休暇」を有給の休暇とする。（第13条）
- (2) 病気休暇のうちの無給休暇の取得事由に、通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合を新たに加える。（第12条）

3 施行期日

令和8年4月1日